

令和7年度クレジットカード決済導入業務仕様書

1 業務名

令和7年度クレジットカード決済導入業務

2 目的

業務効率化を図るため、本県の公金の支出の一部においてクレジットカード決済を導入する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 クレジットカード決済について

(1) 対象経費

- ア 公共料金：電気料金、電話料金（携帯電話料金を含む）、水道料金、ガス料金、郵便料金 等
- イ その他：クレジットカードを用いないと契約できない小口の支払 等

(2) 調達するクレジットカードの要件

ア クレジットカードの種別

- ① パーチェンディングカード（プラスチックカード不発行）であること
- ② カード名義は、所属名など任意で設定できること
- ③ 追加費用が発生することなく、カード番号を追加できること
- ④ 所属別にクレジットカード決済ができること
- ⑤ 利用可能なブランドには、Mastercard®、Visa、JCBのいずれかを含むものであること
- ⑥ 利用可能枠については、県と協議の上で決定すること
- ⑦ クレジットカード決済により、ポイントが発生しないものであること

イ 利用所属数

約70所属とし、最大約250所属を想定する。

(3) クレジットカード決済に関する利用明細及び請求

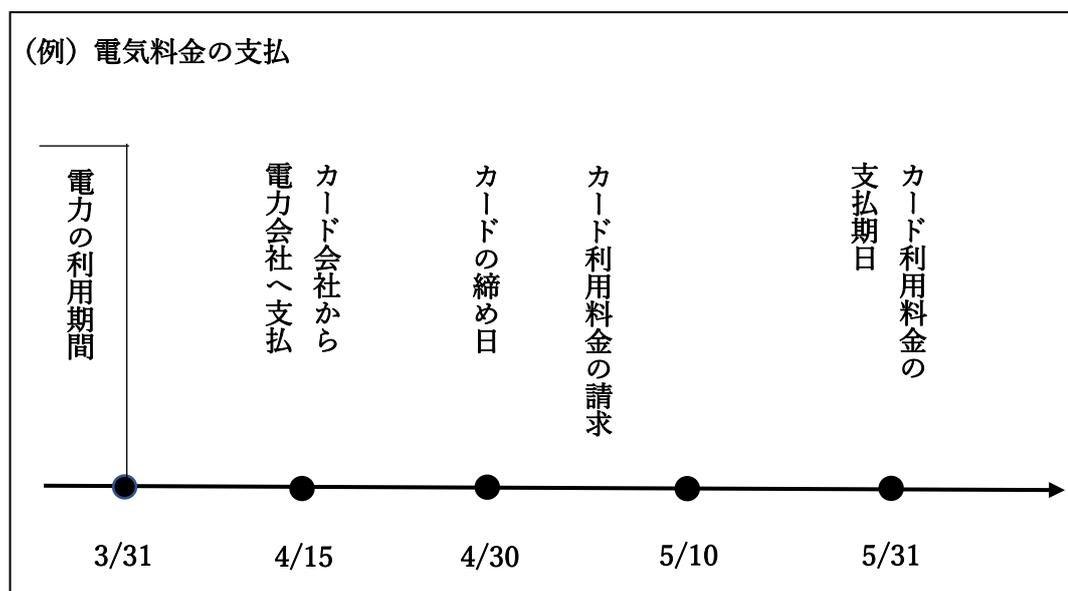
ア 利用明細書及び請求書の作成

受託者は、各所属に対して、紙媒体による利用明細書及び請求書を作成し、取引

内容を確認できるようにすること。利用明細書には「取引日」、「取引先」及び「取引金額」を記載すること。なお、利用明細書及び請求書を WEB 上で発行可能な場合、その旨を企画提案書【様式 8】に記載すること。

イ クレジットカード利用料金の支払

原則として、締め日は毎月末日とし、締め日の翌月 10 日までに請求を行い、締め日の翌月末を支払期日とすること。なお、クレジットカード利用料金の支払方法は銀行振込とし、請求書に振込先の口座情報を記載すること。



5 契約額

本契約に係る手数料及び年会費は一切生じないものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、地方自治体との契約実績を有し、県のクレジットカード決済の導入について、適切なサポートを行うものとする。
- (2) 県は本契約の効果を常に検証し、業務効率化の実現に向けて、契約内容の見直し及び改善策の検討を行うものとし、受託者は必要に応じて県に情報を提供するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、県及び受託者双方の協議の上、決定すること。